質問回答書

海田町新庁舎整備基本計画策定及び基本設計業務に係る公募型建築プロポーザル

質問事項について，次のとおり回答します。（質問数：16）

番号	回答日	分類		質問事項	回答
1	6月23日	説明書6頁	9⑴ア（カ）	参加表明書の提出者の資格要件について「（カ）広島県内に本店又は支店を有していること。」とありますが，この支店とは登記された契約行為のできる活動拠点と考えてよろしいですか。	貴見のとおりです。
2	6月23日	説明書15頁（別紙１）	※２，※３	同種業務及び類似業務の実績について，JVでの実績の場合，出資比率が30%以上あれば実績として認められますか。	出資比率の割合によって，実績として認定するかしないかの判断は行っておりません。
3	6月23日	説明書９・10頁	エ　様式４	「基本計画を専任するもの」,「分担業務分野を専任するもの」とありますが，ここでの専任の解釈は業務期間中は専任(他物件の担当不可)するという意味は含まないと考えてよろしいですか。	貴見のとおりです。専任するものという表現は，あくまでも本業務内において，分担業務分野それぞれを対象に，専任するのかどうかをご判断いただくという趣旨で用いており，他物件の担当を妨げるものではありません。
4	6月23日	説明書８頁	10⑵イ③，様式３，様式４	提出者の設計業務の実績について設計業務とは基本設計業務のみの業務も実績としてもよろしいでしょうか。また，様式３管理技術者,様式４主任担当技術者の設計業務の実績も同様と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

番号	回答日	分類		質問事項	回答
5	6月23日	別添資料 海田町新庁舎整備基本構想5頁	第1章2.⑵⑥	保健センターの機能･業務内容を提示ください。	海田町保健センター設置及び管理条例で次のとおり規定しています。 （目的及び設置） 第2条　町民に対し健康に関する相談及び指導を行うとともに，町民の健康保持及び増進を図るための施設として，保健センターを設置する。 （事業） 第4条　保健センターは，第2条の目的を達成するため，おおむね次に掲げる事業を行う。 （1）　健康づくり及び衛生思想の普及向上 （2）　健康診査，保健指導及び予防接種に関する事業 （3）　栄養の改善指導に関する事業 （4）　口腔衛生に関する事業 （5）　町民の自主的な保健活動 （6）　原子爆弾被害者の健康診査及び被爆者健康手帳交付 （7）　その他保健予防に関する事業
6	6月23日	別添資料 海田町新庁舎整備基本構想5頁	第1章2.⑵⑥	住民活動センターの機能･業務内容を提示ください。	海田町新庁舎整備基本構想 32 頁（第2章3.⑷）等に記載のある住民活動センターについてのご質問であると理解しご回答いたします。住民活動センターは，住民活動団体の支援施設です。ボランティア団体等の支援，育成及び連絡調整に関することを業務内容としています。

番号	回答日	分類		質問事項	回答
7	6月23日	別添資料 現況平面図		敷地の CAD データがあればご提供ください。	第一次審査の結果，技術提案書の提出者として選定された者で，当該データを希望する者に対して，DXF 形式によるデータ貸与を予定しています。
8	6月23日	別添資料 現況平面図		敷地現況図 CAD データの貸与は可能でしょうか。	質問番号7のとおりです。
9	6月23日			各課それぞれの職員数を教えてください。	職員数について，課ごとでは公表しておりませんが，海田町新庁舎整備基本構想 34 頁（第２章４.）から新庁舎の目標規模の算定にあたり職員数に関連する記載がございますのでご参照ください。
10	6月23日	説明書 15 頁 （別紙１）		同種･類似業務の官公庁施設のその他これらに類するものの中に,公立病院も含めて考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
11	6月23日	説明書９頁	10⑵ウ⑤	以下の賞について評価の対象になるものかご教示ください。 ①（一社）日本建築学会中国支部主催 中国建築文化賞環境部門 ②（一社）広島県建築士事務所協会主催 ひろしま建築文化賞大賞 ③（公財）日本建築デザイン振興会主催 グッドデザイン賞	ご質問の賞について受賞歴としてご提出いただいた場合，海田町新庁舎整備基本計画・基本設計者審査委員会に諮り，評価の対象とすることが可能かどうかを含めて検討します。

番号	回答日	分類		質問事項	回答
12	6月23日	様式4		記載内容の証明者は「提出者（現在の所属組織）」となっていますが，協力事務所に所属する者を担当者とした場合の証明者は，提出者の代表者ではなく，所属する協力事務所の代表者と考えてよろしいですか。	貴見のとおりです。
13	6月23日	説明書8・9頁，様式2，様式3，様式4		各様式とも業務実績を証明する資料等（契約書等）の添付の記述がありませんが，証明者印がそれに代わるものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
14	6月23日	説明書7頁	9⑶	業務の一部を再委託する場合，他の単体企業若しくは共同企業体の協力事務所と重複してもよろしいでしょうか。	参加者Aによる業務の一部の再委託先と，参加者Bによる業務の一部の再委託先が，同一となっていてもよいかというご質問であると理解しご回答いたします。その場合，差支えありません。
15	6月23日	説明書6頁	9⑴ア（カ）	「広島県内に本店又は支店を有していること。」とありますが，支店というのは営業所や支所は除かれますか。	支店とは，登記された契約行為の活動拠点としますので，これに当たれば名称の如何に関わらず該当します。
16	6月23日	説明書6頁	9⑴ア（カ）	資格要件として「広島県内に本店又は支店を有していること。」とありますが，支店が一級建築士事務所登録をしている必要がありますでしょうか。	提出者（JVの場合は代表構成員及び代表構成員以外の構成員ともに）についてのみ一級建築士事務所の登録を資格要件としています。